

☆理容所、美容所の施設基準☆

項目	理容所	美容所
作業場	<p>○作業場（理容、美容の作業を行う場所をいう。以下同じ。）は、居住室その他の作業に直接関係のない場所と隔壁等により完全に区分されていること。</p> <p>※ 隔壁等とは、板戸、ガラス戸、壁もしくはこれに類するもので区分すること。</p> <p>○同一建築内に理容所、美容所が隣接する場合、出入り口を共用することができる。</p>	
作業場の床面積 いすの台数	<p>○理容用のいす一基までは 13 m²以上とし、いす一基を増やすごとに、13 m²に 3.3 m²を加えた面積以上とする。</p>	<p>○セットいすおよびセット鏡 3 組ならびにドライヤー2 台までは 13 m²以上とし、セットいすおよびセット鏡 1 組またはドライヤー 1 台を増やすごとに、13 m²に 1.65 m²を加えた面積以上とする。</p>
床、腰板	○床、腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。	
採光、照明、換気	<p>○作業場、待合場所の窓その他開口部は、直接外気に接する面積を床面積の 5 分の 1 以上とする。ただし、他に適當な装置がある場合または作業場および待合場所が地階にある場合であって、知事が適當と認めるときは、この限りでない。</p> <p>※ 換気設備の能力算定方法</p> <p>建築基準法施行令第 20 条の 2 第 1 号を準用し、次の式で得られる有効換気量以上となる設備とすること。</p> $V = 80 A_f / N$ <p>V : 有効換気量 (m³/時間)</p> <p>A_f : 床面積 (m²)</p> <p>換気上有効な窓等を有する場合は、その面積に 5 を乗じて得た面積を床面積から減じた面積</p> <p>N : 実況に応じた 1 人当たりの占有面積 (10 を超えるときは 10)</p>	
天井の高さ	<p>○作業場、待合場所の天井の高さは、床から 2.1 m 以上とする。</p> <p>○「はり」や「ぬき」がむき出でなく、平滑でほこりが落ちない構造とする。</p>	
洗い場	<p>○洗い場には不浸透性の材料を用いること。</p> <p>○洗髪および洗顔をおこなうための流水式の装置を設けること。</p>	
待合場所	<p>○作業場の広さに応じ、作業場と区分された適當な広さの待合場所を設けること。</p> <p>※ 「客待ち」の構造は、清掃および消毒のしやすいものとする。</p> <p>※ 「客待ち」の位置は、理容または美容の施術に支障のない場所であること。</p> <p>また業務上の危害等を防止するため、「客待ち」と「作業場」を区画（ついたて、カーテン、戸仕切り等）すること。</p> <p>※ 「客待ち」の面積は、理容または美容の「いす」の数に応じた適當な面積（作業場面積の 10 分の 1 以上が望ましい）とする。また、「客待ち」にテーブル、（煙具台等を置くときは、「客待ち」の面積に含むものであること。</p>	
格納設備	○作業場内に器具等を納入する設備を設け、消毒した器具と消毒しない器具とを区別しておくこと。	
汚物箱、毛髪箱	○作業場内にふたのある毛髪箱、汚物箱を備えること。	
その他	<p>○タオル、手ぬぐい類およびその他必要な器具は、いすの数に応じ適當な数を常備すること。</p> <p>○外傷に対する応急用の薬品および衛生材料を常備すること。</p> <p>○作業場および汚水用溝は、1 月につき 1 回以上消毒すること。</p>	

☆移動理容所、美容所の施設基準☆

1 移動理・美容所の定義

移動理・美容所とは、不特定または多数の者に反復継続して理・美容行為を行う自動車による移動可能な施設をいう。ただし、出張営業のみを行う場合は該当しない。

2 施設基準等

理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）および理・美容師法施行条例に規定する構造設備を具備するほか、次の事項に留意すること。

- ①運転席は床面積に含めないこととし、作業場とは区画すること。
- ②施設には、必要十分な容量の給水槽および同容量以上の排水槽を備えること。

3 開設届等

- ①開設届等は移動理・美容所を管理する事務所を管轄する保健所長に提出すること。ただし、届出者の住所地が他都道府県にある場合は、主たる営業地を管轄する保健所長に提出すること。
- ②開設届および確認済の証の所在地欄には、移動理・美容所の営業区域および移動理・美容所の属する主たる固定施設の理・美容所またはこれに代わる当該移動施設を管理する事務所を記載すること。
- ③理・美容師法施行規則および理・美容師法施行細則に規定するもののほか、自動車検査証の写しを添付すること。

4 その他事項

- ①県内の1保健所で確認した移動施設の営業の可能な範囲は、県内一円とすること。
- ②検査確認済の証の名称欄には「車種、排気量、車両番号（ナンバープレート）」を付記すること。
- ③確認した場合は、関係書類の写しを添付の上、速やかに当部衛生指導室長あて通知すること。
- ④道路上で営業する場合は、所轄警察署長の道路使用許可を得ること。
- ⑤他人の所有する土地内で営業する場合は、土地所有者等の承諾を得ること。
- ⑥所在地等における給・排水が衛生上支障なく行われること。
- ⑦施設の振動等により客に傷等を負わせることのないよう、作業中の安全性を十分確保するよう指導すること。
- ⑧車検毎に構造設備等の確認を受けること。